

大気汚染防止法等届出の手引き

平成26年9月

宮崎県環境森林部環境管理課

目 次

第1章 大気汚染防止法	1
1 大気汚染防止法の概要	3
2 定 義	3
第2章 ばい煙発生施設	7
1 ばい煙発生施設と設置者等の義務	9
2 届出の方法	13
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提 出 先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 排出基準の遵守	16
(1) ばい煙量等の測定	
(2) 硫黄酸化物の排出基準	
(3) ばいじん及び窒素酸化物の排出基準	
(4) 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準	
第3章 揮発性有機化合物発生施設	36
1 揮発性有機化合物発生施設と設置者等の義務	37
2 届出の方法	39
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提出先	
(4) 届出書提出後の注意	

第4章 一般粉じん発生施設	45
1 一般粉じん発生施設と設置者等の義務	47
2 届出の方法	49
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提出先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 構造等基準の遵守	51
第5章 その他の規制	53
1 特定粉じん排出等作業	55
2 指定物質抑制基準	59
第6章 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の概要	61
1 特定施設と設置者等の義務	63
2 届出の方法	63
3 基準の遵守	63
第7章 届出書等の記載例	67
1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第1）	70
ばい煙発生施設の構造（別紙1）	72
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）	74
ばい煙の処理の方法（別紙3）	76
2) 工事実施制限の期間短縮願	78
3) 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第3）	80
一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに 使用及び管理の方法（別紙2）	82
様式等	85